

日弁連総第34号
2024年（令和6年）11月13日

法務大臣 鈴木馨祐 殿
内閣府特命担当大臣（防災） 坂井学 殿

日本弁護士連合会
会長 渕上玲子
(公印省略)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律等の適用に関する申入書

令和6年9月の能登豪雨災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律及び総合法律支援法の適用について以下のとおり申し入れます。

第1 申入れの趣旨

- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法に関する法律（平成8年法律第85号。以下「権利保全特別措置法」という。）に基づき、可及的速やかに、以下の内容を定める政令が制定されるよう取り計られたい。
 - 令和6年9月の能登豪雨災害につき、権利保全特別措置法第2条第1項の特定非常災害として指定し、本年9月21日を特定非常災害発生日として定めるとともに、特定非常災害に対し適用すべき措置として、権利保全特別措置法第3条から第7条までに規定する措置を指定する。
 - 上記(1)の特定非常災害についての権利保全特別措置法第3条第1項の政令で定める日（行政上の権利利益に係る満了日の延长期日）は、2025年（令和7年）3月20日とする。
 - 上記(1)の特定非常災害についての権利保全特別措置法第4条第1項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、2025年（令和7年）1月20日とする。
 - 上記(1)の特定非常災害についての権利保全特別措置法第5条第1項の政令で定める日（法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日）

は、2026年（令和8年）9月20日とする。

- (5) 上記(1)の特定非常災害についての権利保全特別措置法第6条の政令で定める地区（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区）は、令和6年9月の能登豪雨災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域とし、権利保全特別措置法第6条の政令で定める日（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る期日）は、2025年（令和7年）9月20日とする。
- (6) 上記(1)の特定非常災害についての権利保全特別措置法第7条の政令で定める地区（調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区）は、令和6年9月の能登豪雨災害に際し災害救助法が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域とし、権利保全特別措置法第7条の政令で定める日（調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る期日）は、2027年（令和9年）9月20日とする。

2 総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づき、可及的速やかに、以下の内容を定める政令が制定されるよう取り計られたい。

- (1) 総合法律支援法第30条第1項第4号に規定する著しく異常かつ激甚な非常災害として、令和6年9月の能登豪雨災害を指定する。
- (2) 上記(1)の非常災害についての総合法律支援法第30条第1項第4号の政令で定める地区は、令和6年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域とする。
- (3) 上記(1)の非常災害についての総合法律支援法第30条第1項第4号の政令で定める期間は、上記(1)及び(2)の内容を定める政令の施行の日から2025年（令和7年）9月20日までとする。

第2 申入れの理由

1 令和6年能登半島地震の被災状況

令和6年能登半島地震の発生から10か月が経過したが、内閣府非常災害対策本部の発表によれば、本年10月29日時点での被害状況は、死者・行方不明者が412名（うち、災害関連死が185名）、負傷者が1341名、半壊以上の住家被害が3万317件となっており、2011年（平成23年）に発生

した東日本大震災以降、最大の被害が発生している。また、同日時点において、石川県内では依然として 172 名の被災者が避難所での避難生活を余儀なくされている。

被災地では、復旧に向けた懸命な支援活動が続いている。徐々に復旧が進みつつあるが、被災地へのアクセスの困難さや自治体、関係事業者の人材不足もあり、公費解体の遅れ等の問題が生じている。すなわち、生活再建の入口にすら到達できていない被災者も多数存在する。被災者支援制度の基礎となる罹災証明書についても、判定そのものやその基礎となる資料である住家被害認定調査票の情報公開の在り方等について問題が指摘されている中で、被災者からの相談の要望が続いている。

また、被災地では、災害関連死の認定数も増加しており、災害関連死の申請に関する相談や対応も引き続き求められている。

さらに、各種支援金の申請、地震に起因する紛争の解決、自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づく債務整理を含む債務の処理など、更に多数の法律相談や紛争解決手続の必要性が高い状況が続いている。

2 複合災害による被害拡大

以上のような被災状況にある能登地域において、本年 9 月 21 日から 22 日にかけて降り続いた豪雨により、多数の浸水被害、土石流、河川の氾濫等が生じ（10 月 25 日時点での死者数 15 名）、能登半島地震により被災した住居だけでなく、能登半島地震を受けて建設された仮設住宅においても浸水被害が生じるなどしており、ますます住宅再建に時間を要することが予想される。

地元紙の報道によると、石川県においては、輪島市、珠洲市、能登町で整備した仮設住宅約 500 戸の 16 % に当たる 806 戸で豪雨による浸水被害が発生したとのことであり、また、地震で倒壊した家屋の解体は、豪雨で遅れが発生し、石川県が 2024 年（令和 6 年）2 月 29 日に策定した「令和 6 年能登半島地震に係る石川県災害廃棄物処理実行計画」及び同年 8 月 26 日に策定した同計画に関する「公費解体加速化プラン」に基づく解体棟数に及ばない状況が生じたとのことである。同プランの遅れが解消されこのまま順調に公費解体が進んだとしても、解体完了は 2025 年（令和 7 年）10 月であるため、解体を前提とする住宅再建までには、更に時間を要することになってしまう。

この令和 6 年 9 月の能登豪雨災害は、令和 6 年能登半島地震やその余震の影響により被害が拡大した可能性があり、地震によって河川の地盤が弱まり、護

岸や堤防が損壊したところへ、大量の土砂が押し出されたという被害も指摘されている。すなわち、複数の要素が相互に影響しあうことで、単一で起こる場合と比較して広域かつ甚大な被害をもたらしたものであり、いわば複合災害である。

ところが、ほとんどの被災者支援制度は単独の災害を前提としていることから、今回の複合災害への対応として十分か否かは不透明であり、制度の狭間に陥る被災者が生じることが危惧され、権利保全特別措置法による期限延長や総合法律支援法における被災者法律相談援助などによる被災者支援の重要性・必要性はより高まっている。

3 速やかな政令制定の必要性

そもそも、令和6年能登半島地震のように、大規模かつ被災地へのアクセスが困難な災害に対して十分な被災者支援を行うためには、当連合会の2024年（令和6年）10月22日付「総合法律支援法における被災者法律相談援助に関する実施期間の改正等を求める意見書」で述べたとおり、（1）総合法律支援法第30条第1項第4号を改正し、同号の法律相談の実施期間の上限を、現在の1年から少なくとも2年に伸長するとともに、実施期間が上限に達した場合でも、政府の決定により、2年を超えて延長することができるようすべきである。また、（2）国は、令和6年能登半島地震について、発災当時被災地に住所、居所、営業所又は事業所を有していた者であれば資力を問わず日本司法支援センターにおける法律相談援助、代理援助及び書類作成援助等を受けられること等を含む特例法を制定すべきである。

しかしながら、法改正や特例法の制定には時間要するのは自明であり、殊に、地震の被災地において発生した能登豪雨災害については、複合災害による被害拡大に対応すべく、速やかな政令制定によって、継続的な被災者支援を可能にする必要がある。

したがって、速やかに、令和6年9月の能登豪雨災害について、権利保全特別措置法第2条第1項に基づく特定非常災害として指定するとともに、総合法律支援法第30条第1項第4号に規定する著しく異常かつ激甚な非常災害として指定すべきである。

以上